

介護保険料



memo

65歳以上の方の保険料の納付方法には、

特別徴収 と 普通徴収 の

2通りがあります！

特別徴収

年金（老齢基礎年金、退職年金、遺族年金、障害年金）を年額18万円以上受給している方で、特別徴収の対象者として年金保険者（社会保険庁等）から市に通知された方が対象となります。

また、保険料は年6回の年金支給の際に天引きされ、年金保険者から市に納付されますので、ご自身で納付する必要はありません。

仮徴収と本徴収について

介護保険料は、本人の前年中の所得や市民税課税状況、世帯の市民税課税状況により算出されるため、当年度の保険料については前年中の所得が確定する6月以降でないと決定できません。

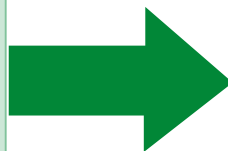
そのため前年度から引き続き特別徴収の人については、年度の前半（4、6、8月）は直前の2月と同額を暫定的に年金から天引きし（仮徴収）、保険料段階決定後、後半（10、12、翌年2月）は当年度の介護保険料から前半に仮徴収した金額を差し引いた残額を天引きします（本徴収）。

介護保険料の決定及び本徴収開始の通知書は8月に送付します。

保険料段階決定

4・6・8月は仮徴収

各期とも前年度2月分（直前の2月）と同じ額を、仮に納めていただきます。



10・12・翌年2月は本徴収

年間の保険料から、仮徴収で納めていただいた額を差し引いた残りの額を3回に分けて納めていただきます。

特別徴収額の平準化について

前年度と同じ保険料段階になると仮定し、仮徴収と本徴収の額に大きな差が生じる場合は、各回の保険料がなるべく平均になるよう、6月と8月の徴収額を変更（調整）することがあります。（年間の保険料は変わりません。）該当する方には、5月に特別徴収額（仮徴収）変更通知書を送付します。

特別徴収開始時期の複数化について

平成18年度までは、年金保険者が年1回、4月1日現在で把握した特別徴収対象者について、10月支給の年金から特別徴収が開始されてきました。介護保険制度の改正により、対象者把握回数が年1回から年6回に増えたことにより、従来よりも特別徴収が速やかに開始されるようになりました。（4、6、8月から特別徴収が開始される方には、開始月の前月に特別徴収開始通知書を送付します。）

普通徴収

特別徴収の対象にならない次の方については、市から送付した納入通知書により市役所や金融機関等の窓口で納付していただきます。（お申し込みにより、口座振替もご利用いただけます。介護保険料納入通知書は7月に送付します。

- 年度の途中で満65歳になった方
- 年度の途中で下野市に転入された方
- 年金（老齢基礎年金、退職年金、遺族年金、障害年金）の支給額が年額18万円未満の方
- 受給している年金の種類が恩給、老齢福祉年金等のみの方
- 年金の支給額が年額18万円以上であるが、年金の受給権を担保に借入れをしている方
- 年度の途中で保険料段階が変更になった方
- 年度の途中で年金の支給が差し止めになった方
- 年金保険者に届け出している住所や生年月日等が、住民基本台帳の登録と異なる方

納め方は介護保険法により定められていますので、ご自身で選択することはできません。同じ年度内であっても、普通徴収と特別徴収の両方を併せた納め方になる場合もあります。



* *

* *



Q. いつから介護保険料を納めるの？

A. 第1号被保険者として介護保険料を納めるのは、65歳になった月（誕生日の前日が属する月）分からです。65歳になった月の翌月に市から納入通知書を送付します。

Q. 国民健康保険に加入しているが、65歳になって介護保険料の納入通知書が送付されてきた。国民健康保険でも介護分として納めているのに、二重納付になるのでは？

A. 40歳から64歳までの方（第2号被保険者）は、加入している医療保険の保険料（税）とあわせて介護保険料を納付しますが、納付するのは65歳になる前月分までです。市から送付した介護保険料納入通知書で納めていただくのは65歳になった月分からですので、二重納付にはなりません。

Q. 夫婦で同じ段階の保険料なのに、年金から天引きされる金額が違うのはなぜ？

A. 保険料段階が同じであっても、前年度の保険料段階が異なるなどの理由により各年金支給月の保険料額（天引き額）が違ってくることがありますが、年間の保険料は同じです。（4月から2月までの天引き額の合計は同じです。）

問い合わせ先

税務課 ☎40 - 5554